平成二十六年厚生労働省令第八十八号

験の実施の基準に関する省令 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試

る省令を次のように定める。 の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関す 場合を含む。)の規定に基づき、再生医療等製品 規定を同法第二十三条の三十九において準用する 項及び同法第二十三条の三十一第四項(これらの 合を含む。)並びに同法第二十三条の二十九第四 る場合を含む。)において読み替えて適用する場 する場合並びに同法第二十三条の二十六第五項 及び同法第二十三条の三十七第五項において準用 (同法第二十六条の三十七第五項において準用す 十五号)第二十三条の二十五第三項(同条第九項 確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

総則(第一条—第四条)

目次

職員及び組織 (第五条―第八条)

試験施設等における操作(第十一条・ 第十二条) 試験施設及び機器(第九条・第十条)

第五章 被験物質等の取扱い(第十三条・第十

第六章

試験計画書及び試験の実施

(第十五

第八章 第七章 複数の場所にわたって実施される試験 報告及び保存(第十七条・第十八条) 条・第十六条)

附則

(第十九条)

第 章 総則

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品 む。以下同じ。)の厚生労働省令で定める基準第二十三条の三十九において準用する場合を含 第二十三条の三十一第四項(これらの規定を法 じ。) 並びに法第二十三条の二十九第四項及び いて読み替えて適用する場合を含む。以下同おいて準用する場合を含む。以下同じ。)にお を含む。)又は法第二十六条の三十七第五項に 二十三条の三十七第五項において準用する場合 五項(法第二十三条の二十六の二第三項(法第 て準用する場合並びに法第二十三条の二十六第 十一項及び法第二十三条の三十七第五項におい という。)第二十三条の二十五第三項(同条第 (昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」 4

う。) 第百三十七条の二十三第一項第六号 (規 ものに限る。以下「試験」という。)に係るも 又は試験場所において試験系を用いて行われる 関するものの収集及び作成のために、試験施設 る場合を含む。) の資料のうち非臨床安全性に 第四項(法第二十三条の三十九において準用す る場合を含む。)並びに法第二十三条の三十一 項(規則第百三十七条の七十七において準用す る場合を含む。)及び第百三十七条の四十第一 則第百三十七条の六十八第二項において準用す 三十六年厚生省令第一号。以下「規則」とい び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 床試験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及 のうち、再生医療等製品の安全性に関する非臨

のを定めるものとする。

第二条 この省令において「被験物質」とは、試 るものをいう。 等製品又は化学的物質、生物学的物質若しくは 験において安全性の評価の対象となる再生医療 され、これらの体内で発現する遺伝子を含有す したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入 人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施

物質、人若しくは動物の細胞に培養その他の加 生医療等製品又は化学的物質若しくは生物学的 おいて被験物質と比較する目的で用いられる再 に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を 工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞 含有するものをいう。 この省令において「対照物質」とは、試験に

3 として用いられるものをいう。 微生物若しくはこれらの構成部分又はその対照 が投与され、若しくは使用される動物、植物、 この省令において「標本」とは、検査又は分 この省令において「試験系」とは、被験物質

| 5 この省令において「生データ」とは、試験に おいて得られた観察の結果及びその記録をい 析のため試験系から採取された物をいう。

6 この省令において「試験場所」とは、試験施 設の運営及び管理について責任を有する者(以 部が行われる場所(試験施設を除く。)をいう。 託する場合において、当該委託された試験の一 (試験の実施に係る基準) 下「運営管理者」という。) が試験の一部を委

第三条 三条の三十七第一項の承認を受けようとする者 法第二十三条の二十五第一項又は第二十

三条の二十五第三項並びに法第二十三条の二十 又は受けた者が行う試験の実施に係る法第二十 の収集及び作成については、次条から第十九条 九第四項及び第二十三条の三十一第四項の資料 までの規定の定めるところによる。 (試験委託者の責務)

第四条 試験を委託する者は、委託する試験がこ の省令の規定に従って実施されなければならな 通知しなければならない。 いものであることを受託する者に対して事前に

2 前項の場合において、試験を委託した者又は 確認しなければならない。 という。) は、当該試験がこの省令の規定に従 その地位を承継した者(以下「試験委託者等」 って実施されていること及び実施されたことを 第一項の通知及び前項の確認は、文書により

3 記録し、これを保存しなければならない。 第二章 職員及び組織

(職員)

|第五条 | 試験に従事する者及び次条第二号(第十 るものでなければならない。 規定する信頼性保証部門に属する者は、その業 九条第二号において準用する場合を含む。)に 者であって、当該業務を遂行しうる能力を有す 若しくは訓練を受けた者又は職務経験を有する 務を適正かつ円滑に遂行するために必要な教育

2 注意を払わなければならない。 び試験系を汚染しないよう、保健衛生上必要な 試験に従事する者は、被験物質、対照物質及

(運営管理者)

第六条 運営管理者は、次に掲げる業務を行わ ければならない。

有する者(以下「試験責任者」という。)を該試験の実施、記録、報告等について責任を 指名すること。 試験ごとに、試験に従事する者のうち、当

二 試験施設で行われる試験がこの省令の規定 指名すること に従って行われていることを保証する部門 (以下「信頼性保証部門責任者」という。) を (以下「信頼性保証部門」という。) の責任者

行っていることを確認すること。 信頼性保証部門責任者がその業務を適切に

兀 適切に行っていることを確認すること。 混合物の同一性、力価、純度、安定性及び均 一性について試験できるものは、当該試験を 被験物質若しくは対照物質又はこれを含む

Ŧī. 計画書に従って使用されていることを確認す ること。 施設及び機器等が標準操作手順書及び試験

六 試験計画書に従ってその試験を適切に実施 するために十分な職員を確保すること。

する者に対する必要な教育及び訓練を行うこ لح 試験に従事する者及び信頼性保証部門に属

記した文書を作成し、これらを保存するこ職務経験を記録した文書並びに職務分掌を明 する者についての教育及び訓練の内容並びに 試験に従事する者及び信頼性保証部門に属

九 種類、試験開始の日付、試験の進捗状況、最 名称)、試験責任者の氏名、試験系、試験の 試験委託者等の氏名(法人にあっては、その う。)を作成し、保存すること。 終報告書の作成状況等を被験物質ごとに記載 した書類(第八条において「主計画表」とい 試験施設で行われる全ての試験について、

その他試験施設の運営及び管理に関する

(試験責任者)

第七条 試験責任者は、 ければならない。 各試験がこの省令の規定、標準操作手順書 次に掲げる業務を行わな

一生データが正確に記録され、かつ適切な措 確認すること。 及び試験計画書に従って行われていることを

置が講じられていることを確認すること。 に影響を及ぼす疑いのある事態について、そ 予見することができなかった試験の信頼性

の内容及び改善措置が文書により記録されて いることを確認すること。

兀 号の勧告により改善を行うこと。 次条第一項第三号の指摘事項及び同項第四

五 試験系が試験計画書に従っているものであ ることを確認すること。

六 試験計画書、標本、生データその他の記 を適切に管理し、試験終了後に試験関係資料 を保存する施設(第九条第四項及び第十八条 に係る文書(以下「試験関係資料」という。) 文書、最終報告書及びこれらの変更又は訂正 において「資料保存施設」という。)に適切 に移管すること。

七 その他試験の実施、 関する業務 記録、 報告等の管理に

(信頼性保証部門)

第八条 信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業 務を自ら行い、又は試験ごとの担当者を指名 その者に行わせなければならない。

- 存すること。 主計画表の写しを保存すること。 標準操作手順書及び試験計画書の写しを保
- 書を作成し、保存すること。 れた措置並びに再調査の予定等を記載した文 改善のための指摘事項、これに対して講じら 認するとともに、当該調査の内容、結果及び の省令の規定に従って行われていることを確 な時期に、試験の調査を行い、当該試験がこ 試験の信頼性を保証することができる適当 4
- 報告するとともに、改善のための勧告を行う ときは、運営管理者及び試験責任者に対して な影響を及ぼすおそれのあることを発見した 前号の調査において、試験の信頼性に重大
- 作成し、運営管理者及び試験責任者に提出す れに対して講じられた措置に関する報告書を ること。 試験ごとに、改善のための指摘事項及びこ 3
- され、かつ生データが正確に反映されている七 最終報告書に試験の実施方法が正確に記載 われているかどうか確認すること。 ことを確認し、運営管理者及び試験責任者に 前条第三号の試験責任者の確認が適切に行
- れに署名の上試験責任者に提出すること。 されていることを記載した文書を作成し、こ その結果が運営管理者及び試験責任者に報告 第三号及び前号の確認を行った日付並びに

対して報告すること。

- 法を文書により記録し、これを保存するこ 信頼性保証部門に保存される記録の整理方
- 省令の規定に従って行われていることを保証- その他当該試験施設で行われる試験がこの するために必要な業務
- 試験に従事する者以外の者でなければならな! 試験ごとの信頼性保証部門の担当者は、当該
- 3 れなければならない。 施設又は試験委託者等の指定した場所に保存さ 第一項の規定により保存される文書は、 試験

試験施設及び機器

第九条 試験施設は、 面積及び構造を有し、 試験を実施するため必要な かつ、 その機能を維持す 3

るため、試験に影響を及ぼす要因を勘案して設 |されていなければならない。

- 2 の他必要な施設設備を有しなければならない。 適切に飼育し、又は管理するため、飼育施設、 試験施設は、被験物質等の取扱区域、試験操 動物を用いた試験を行う試験施設は、動物を 補給品等を保管する動物用品供給施設そ
- 3 らない。 要な区分された区域を有しなければならない。 作区域その他の試験を適切に実施するために必 試験施設は、 資料保存施設を有しなければな

(機器)

第十条 試験成績の収集、測定又は解析に使用さ 理能力を有し、適切に配置されなければならな れる機器その他試験を行うために必要な機器れる機器、施設の環境を保持するために使用さ 器」という。)は、適切に設計され、十分な処 (次項及び次条第一項第二号において単に「機

2 われなければならない。 機器は、適切に保守点検、清掃及び修理が行

記録し、これを保存しなければならない。 には、その日付、内容及び実施者を文書により 前項の保守点検、清掃及び修理を行った場合

第四章 試験施設等における操作

(標準操作手順書)

る実施方法及び手順を記載した標準操作手順書第十一条 運営管理者は、次に掲げる事項に関す を作成しなければならない。 5

動物飼育施設の整備 施設設備又は機器の保守点検及び修理 被験物質及び対照物質の管理

五四 実験動物の一般症状等の観察実験動物の飼育及び管理

試験の操作、測定、検査及び分析

t 動物の剖検及び死後解剖検査 標本の採取及び識別 ひん死の動物及び動物の死体の取扱い

病理組織学的検査

生データの管理 信頼性保証部門が行う業務

应 その他必要な事項 試験従事者の健康管理

2 されるそれぞれの区域に標準操作手順書を備え けなければならない。 運営管理者は、前項各号に掲げる事項が実施

合には、その日付を記載するとともに、

の標準操作手順書を試験施設に保存しなければ

- 4 験責任者へ報告し、当該試験責任者の承認を受 り標準操作手順書に従わなかった場合には、試 試験に従事する者は、やむを得ない理由によ なければならない。
- 5 の内容を生データに記録しなければならない。 (動物の飼育管理) 試験に従事する者は、前項の規定による報告

第十二条 試験に従事する者は、外部から新たに ればならない。 止することができる飼育施設に収容するととも に、その異常の有無の観察及び記録を行わなけ 受け入れられた動物を、他の動物への汚染を防

2 試験に従事する者は、前項の観察又は試験中 ともに、試験に使用してはならない。 況が見られる動物を、他の動物から隔離すると に試験の実施に影響を及ぼすような疾病又は状

3 ければならない。 が試験環境に順応するよう必要な措置を講じな 試験に従事する者は、試験に使用される動物

4 の収容の誤りを防止するため、個々の動物を識、試験に従事する者は、試験に使用される動物 別することができる必要な措置を講じなければ ならない。

を衛生的に管理しなければならない。 試験に従事する者は、飼育施設、動物用品等

(被験物質及び対照物質の取扱い) 第五章 被験物質等の取扱い

第十三条 試験に従事する者は、被験物質及び対 その特性及び安定性が測定できる場合において 照物質について、必要な表示等により、また、 ばならない。 は、その測定等により適切な管理を行わなけれ 2

2 できる場合、その測定等により適切に使用しな 験物質又は対照物質の安定性及び均一性が測定 と媒体との混合物については、混合した後の被 試験に従事する者は、被験物質又は対照物質 ればならない。 3

3 の日付及び量を記録しなければならない。 (試薬及び溶液) 試験に従事する者は、被験物質及び対照物質 配布、受領、返却又は廃棄を行うときは、 そ

運営管理者は、標準操作手順書を変更する場 変更前 第十四条 試験に従事する者は、試薬及び溶液の うとともに、その性質及び使用方法等に従って 使用しなければならない。 保管条件、使用期限等について適切な表示を行

> (試験計画書) 第六章 試験計画書及び試験の実施

第十五条 試験責任者は、試験ごとに、次に掲げ 理者(試験の全部が委託された場合にあって る事項を記載した試験計画書を作成し、運営管 おいて同じ。)の承認を受けなければならない。 は、試験委託者及び運営管理者。以下この項に 表題と試験目的

試験施設の名称及び所在地

名称及び主たる事務所の所在地) 託者の氏名及び住所(法人にあっては、 試験が委託された場合にあっては、試験委 その

試験責任者の氏名

Ŧi. 試験系に関する事項 被験物質及び対照物質に関する事項

八 生データの解析に使用する統計学的方法に 試験の実施方法に関する事項

九 事 関する事項 その他保存される記録及び資料に関する

日付 運営管理者及び試験責任者の署名及びその

2 存しなければならない。 記録し、これを署名の上試験計画書とともに保 十一 その他試験の計画のために必要な事項 は、その日付、変更箇所及び理由を文書により 試験責任者は、試験計画書を変更する場合に

第十六条 試験は、試験責任者の指導監督の 切に実施されなければならない。 に、試験計画書及び標準操作手順書に従って適 下

ればならない。 の記入者及び日付とともに、適切に記録しなけ 試験に従事する者は、全ての生データを、 そ

付を記載するとともに、 合には、当該訂正の理由、 ならない。 試験に従事する者は、生データを訂正する場 適切に訂正しなければ 訂正を行う者及び日

速やかに試験責任者に報告し、改善のための措 することができなかった事態が生じたときは、 ければならない。 置を講じるとともに、これらの内容を記録しな 試験に従事する者は、試験中に異常又は予見

(最終報告書) 第七章 報告及び保存

る事項を記載した最終報告書を作成しなければ第十七条 試験責任者は、試験ごとに、次に掲げ ならない

表題と試験目的

試験の開始及び終了の日試験施設の名称及び所在地

被験物質及び対照物質に関する事項 試験責任者その他の試験に従事した者の

試験系に関する事項

書に従わなかったこと。 に影響を及ぼす疑いのある事態及び試験計画 予見することができなかった試験の信頼性

生データの解析に使用された統計学的方法 試験の実施方法に関する事項

- 試験成績及びその考察並びにこれらの要約に関する事項 保証部門責任者が作成し、署名した文書 第八条第一項第八号の規定により信頼性 試験責任者の署名及びその日付 生データ及び標本の保存場所

十四 その他必要な事項

項を文書により記録し、これを署名の上最終報は、その日付、訂正箇所、理由その他必要な事は 試験責任者は、最終報告書を訂正する場合に 告書とともに保存しなければならない。 (試験関係資料の保存)

存施設において適切に保存しなければならな 運営管理者は、資料保存施設の管理の責任者

第十八条 運営管理者は、試験関係資料を資料保

者は、資料保存施設に立ち入ることができなう。資料保存施設管理責任者が許可した者以外の いう。)を置かなければならない。
(次項において「資料保存施設管理責任者」と

3 止された場合には、 立された場合には、試験関係資料をその業務を運営管理者は、試験業務が廃止され、又は休

らない 「資料承継者」という。)に引き渡さなければな承継する者又は試験委託者等(次項において

での規定を準用する。 資料承継者については、第一項から第三項ま

(遵守事項)

第八章

複数の場所にわたって実施される

第十九条 試験が複数の場所にわたって実施され

ろによるほか、次に掲げるところによらなけれ

場所との連絡体制の確保等必要な措置を講じ なければならない。 の信頼性の確保を図るため、試験施設と試験 運営管理者は、試験場所における試験成績

二 試験場所の運営及び管理について責任を有 者及び試験主任者」と読み替えるものとす 施設」とあるのは「試験場所」と、第六条第 号及び第十号並びに第十一条第三項中「試験 実施、記録、報告等について責任を有する者 告等について責任を有する者(以下「試験責 う。) については、第六条、第十一条第一項 九号中「試験責任者」とあるのは「試験責任 (以下「試験主任者」と、同条第二号、第九 任者」とあるのは「委託された試験の一部の て、第六条第一号中「試験の実施、記録、報 び第四項の規定を準用する。この場合におい から第三項まで並びに前条第一項、第二項及 する者(以下「試験場所管理責任者」とい

三 試験主任者については、第七条の規定を準 四号において準用する次条第一項第四号」と と、「同項第四号」とあるのは「第十九条第 第四号において準用する次条第一項第三号」 用する。この場合において、同条第四号中 読み替えるものとする。 「次条第一項第三号」とあるのは「第十九条

兀 験場所」と読み替えるものとする。 び同条第三項中「試験施設」とあるのは「試理責任者及び試験主任者」と、同項第十号及 のは「運営管理者、試験責任者、試験場所管 八号中「運営管理者及び試験責任者」とある 第三号の試験主任者」と、同項第七号及び第 責任者」という。)及び試験主任者」と、同ついて責任を有する者(以下「試験場所管理 場合において、同条第一項第四号中「運営管 は「第十九条第三号において準用する第七条 号中「第七条第三号の試験責任者」とあるの 所管理責任者及び試験主任者」と、同項第六 あるのは「運営管理者、試験責任者、試験場 項第五号中「運営管理者及び試験責任者」と 者、試験責任者、試験場所の運営及び管理に 理者及び試験責任者」とあるのは「運営管理 については、第八条の規定を準用する。この 定に基づき指名された信頼性保証部門責任者 第二号において準用する第六条第二号の規

1

ものとする。

2 この省令の施行前に医薬品の安全性に関する 現にこれらの省令の規定に基づき実施されてい に基づき実施された、又はこの省令の施行の際(平成十七年厚生労働省令第三十七号)の規定 年厚生省令第二十一号)又は医療機器の安全性 非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九 ては、この省令の規定にかかわらず、なお従前 の三十七の承認を受けたものとみなされるもの 正法附則第三十七条の規定により法第二十三条 五の承認を受けたものとみなされたもの又は改 附則第三十条の規定により法第二十三条の二十 するもの又は医薬品若しくは医療機器(改正法 入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有 施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導 3人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令 の例によることができる。 .限る。) の安全性に関する非臨床試験につい

省令第二〇八号) 則 (令和二年一二月二五日厚生労働

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等 (施行期日) 令第一五号) 則 (令和三年一月二九日厚生労働省 抄

の日(令和三年八月一日)から施行する。 附 則 (令和四年五月二〇日厚生労働省 令第八四号)

う。) 附則第一条第二号に規定する規定の施行

の一部を改正する法律(以下「改正法」とい

(施行期日)

1 効性及び安全性の確保等に関する法律等の一 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、 部有

五 試験場所については、第九条の規定を準用

六 試験場所で実施される試験に従事する者に 関しては、第十一条第四項並びに第十六条第 「試験責任者及び試験主任者」と読み替える 一項及び第四項中「試験責任者」とあるのは

の規定は、公布の日から施行する。 十一月二十五日)から施行する。ただし、次項 (平成二十五年法律第八十四号。 次項において 「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律

> を改正する法律(令和四年法律第四十七号) 公布の日から施行する。